

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】 P 市は、市内に多くの遺跡や古寺を抱え、内外からたくさんの観光客が訪れる観光都市である。中でも、市内の B 寺は、毎年 1 月 15 日に、「人形供養」を行うことで知られ、多くの参拝客が訪れるほか、その荘厳なお焚き上げの様子は観光客の好評を得ている。B 寺の人形供養は、B 寺の先々代住職が、寺の名物を作りたいと、昭和 30 年頃に考案したもので、B 寺に納められた人形を祭壇に供え、読経したのち、ひとところに集めて「お焚き上げ」という形で燃やすという次第で行われる。B 寺では、「人形供養ご希望の方へ」というパンフレットが配布されており、「お世話になった人形には魂が宿ると言われます。大切な人形をきちんとご供養しましょう」、「供養の費用は 1 体 2 0 0 0 円からです。ご希望の方は、人形と申込用紙のほか、『お布施』と表書きした封筒に費用を入れ、お納めください」などと説明されている。

P 市観光局では、P 市の観光資源の PR の充実を図るため、マスコットキャラクター「P 師」を定め、ホームページや観光パンフレットに P 師のイラストを掲載するほか、P 師の着ぐるみを各種イベントに登場させるなどの活動を行ってきた。P 師は、市内に遺跡や古寺がたくさんあることにちなんで、修行僧のような格好をした人型の埴輪がモチーフになっている。

あるとき、P 師の人氣が芳しくなく、認知度も低迷していたことから、P 師に代えて、新たに別のマスコットキャラクターを定めることになった。ところが、この計画が明らかになると、市民や観光客の一部から、P 師の交代を惜しむ意見がよせられた。その中には、P 師が僧侶をモチーフにしていることや B 寺の人形供養が有名であることから、P 師の着ぐるみを人形供養するのはどうか、というものが複数あった。

P 市観光局でマスコットキャラクターに関する企画や管理をしていた A は、以上の経緯も踏まえて、「P 師お別れ会の実施について」というタイトルの企画書をまとめ、観光局長に示した。ここでは、①会の名目を「P 師お別れ会——ありがとうの気持ちをこめて」とし、主催は P 市観光局とすること、②時期は、観光客が多い、4 月第 1 週の日曜日に行うこと、③場所は、市役所前の駐車場に特設会場を設けて行うこと、④お別れ会と併せて、観光物産展を行うこと、⑤お別れ会には、市長はじめ市議会議員、市役所の幹部職員が列席するほか、市民や観光客の観覧を認めること、⑥お別れ会は、B 寺の住職を導師として、同寺が実施している人形供養と同様の形式で行うこと、⑦B 寺に対しては、供養の費用 1 0 0 0 0 円を、お布施名目で支出することなどが示されている。

【設問】 P 市の顧問弁護士をしているあなたは、観光局長から、A の企画について、憲法上の問題はないかとの相談を受けた。あなたの見解を述べなさい。